

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年3月31日 (第 回)
目標年度	令和16年度(2034年度)
市町村名 (市町村コード)	松本市 (202029)
地域名 (地域内農業集落名)	中山地区 (和泉、埴原北、埴原西、埴原東、埴原南)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	300 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	234 ha
② 田の面積	141 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	155 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	70 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	35 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	134 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	93 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<p>○地域性、農地状況の課題</p> <ul style="list-style-type: none">・中山間地域である為、台帳面積に対する畦畔率が多く、畦畔管理(草刈)が大変で面積拡大が容易ではない。・畦畔が大きい事、また畦畔は急斜面であるため、作業が危険と隣り合わせである。・一圃場面積が小さく、作業性が上がらない。また借手のない圃場が目立つ。(大型機械が入れない等々)・圃場整備後、幾年か経過し排水路が傷み水漏れがする圃場が目立つ。・暗渠排水の詰り、傷みがあり湿田化している圃場も多い。畑作物による麦・そば等の作付け容易ではない。・有害鳥獣駆除対策を積極的に進めているが、シカ、イノシシによる被害との攻防である。 (塩尻市は防護柵の設置が無く、シカ、イノシシが侵入してきて、隣接地区としては大変困る) <p>○担い手の課題</p> <ul style="list-style-type: none">・農業者の高齢化により離農する方が増えている。農地の貸出が増えている。・担い手への農地集積が進む一方、管理作業に手が回らず生産性が低くなっている。・若手の担い手の育成が必要ではあるが、生産基盤条件が悪く、生計を立てるだけの経営にしていけるか疑問。 <p>○その他の課題</p> <ul style="list-style-type: none">・農業経営を行っていくに不利条件が多い地区である、公的支援を望む。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<p>主要作物① 水稻・麦・そばを中心とした土地利用型作物を推進し、作業の効率化に資するスマート農業を積極的に導入しつつ集約による団地化を進める。</p> <p>主要作物② 高収益作物の作付を視野に研究を継続する。現行作付作物と差別化した品目の色大豆(あやみどり)の作付けを増やし、荒廃農地対策、食育と結びつけた取組みを検討し、地域の活性化に繋げる。</p> <ul style="list-style-type: none">・農業を通じた定住施策として、空き家を積極的に活用し、地域全体が共通認識のもと新規就農者及び後継者等の確保を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・和泉、埴原北一地区は、担い手(前、中心経営体)3法人が水系別に担うほか、認定農業者5名が米、野菜の複合経営を行う中で集積を図っていく。畑地は、担い手(前、中心経営体)1法人が主となりそばの作付けをする中で集積を図る。 ・埴原北二、埴原西地区は、担い手(前、中心経営体)3法人が水系別に担うほか、認定農業者2名、基本構想水準到達者1名が米、野菜の複合経営を行う中で集積を図っていく。畑地は、担い手(前、中心経営体)1法人が主となりそばの作付けをする中で集積を図る。 ・埴原東・埴原南地区は、担い手(前、中心経営体)3法人が水系別に担うほか、認定農業者6名が米、野菜、果樹の複合経営を行う中で集積を図っていく。畑地は、担い手(前、中心経営体)1法人が主となりそばの作付けをする中で集積を図る。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	39.4	%	将来の目標とする集積率
			39.4 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する団地数を減らし、一方で団地面積の拡大を図り効率化を推進する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
農地の貸付希望等については、地区農業再生協議会が主体となり集落における集積状況等を確認する中で、認定農業者等の担い手へ配分計画を設定し、農地中間管理事業、農地利用権設定等促進事業を活用し集積を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
農業委員、農地利用最適化推進委員、JAを中心に、地域全体の農地バンクへの貸し付け状況や所有者の貸付意向を踏まえつつ調整を行う。その際、農業委員会が公表する市内の平均賃料、及び貸し手と借り手の意向を考慮する中で賃借料等を設定する。
(3) 基盤整備事業への取組
・農地の排水対策、用排水設備等改修は、公的支援を受ける中で逐次改修を進める。必要に応じて活性化計画等を策定する。 ・畦畔管理等もスマート農業を先進的に取り入れられるよう要望していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
・市町村及びJAと連携して、新規就農者の確保及び兼業農家を含む多様な経営体を確保・育成に取り組む。 ・農業を通じた定住施策として、空き家を積極的に活用し、地域全体が共通認識のもと新規就農者及び後継者等の確保を図る。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる業務については、地区内の団体や業者を中心に委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①地区には既に防護柵の設置がされているので、防護柵の点検見回り、捕獲隊、猟友会の捕獲実施による個体数制限、また近隣行政には県を通じた対策の強化をお願いする。
- ②有機農業を推進する。
- ③作業効率化に関する情報を域内で共有し、地域の発展と地域ブランドの醸成に取り組む。
- ⑦中山間地域等直接支払制度を活用して保全管理を図り、必要な設備の改修等を検討する。
- ⑩米・麦・そばの土地利用型作物を主とした栽培であるが、もう一品目土地利用型作物ではあるが、差別化した品目の色大豆(あやみどり)の作付けを増やし荒廃地解消対策、食育とも結び付けた取組を検討する。
- ⑩JA松本ハイランド管内のライスセンターの再編集約や設備の更新を進める。
- ⑩農地中間管理機構を通じた貸借における賃借料は原則として金納だが、農地所有者の事情等により、地域の農地利用調整の合意形成において物納が必要とされる場合、物納(米に限る)の取扱いができるものとする。